

新潟都市計画公園の変更(新潟市決定)

都市計画公園中 5・5・51 号 花と遺跡のふるさと公園を次のように変更する。

| 種別 | 名称 | | 位置 | 面積 | 備考 |
|------|--------|-------------|------------|----------|----|
| | 番号 | 公園名 | | | |
| 総合公園 | 5・5・51 | 花と遺跡のふるさと公園 | 新潟市秋葉区古津地内 | 約 43.0ha | |

「区域は計画図表示のとおり」

理由

本公園の東側に隣接する区域において、ネットワーク化された遊歩道の利便性向上、機能強化を図るため、新たに公園区域を約 0.24ha 拡張する。また、公園北西部の一部区域において、当初休養施設として整備したものの、公園利用者から長期間利用されていない実情を踏まえ、公園用地ではなく民間用地として利用した方がより有効に土地の活用が図られることから、約 0.24ha を公園区域から除外する。

新潟都市計画公園 花と遺跡のふるさと公園
都市計画の案の理由書

1 都市の将来像における位置づけ

①『新潟市総合計画 2030』(P.190)

【分野 7 まちづくり・インフラ 施策4 安心して住み続けられる良好な住環境の創出】

2 地域のニーズに対応した公園の整備・リニューアルと維持管理

良好な住環境の創出につなげていくため、市民の憩いの場やレクリエーションの場となる公園整備を推進するとともに、より多くの市民から利用されるよう、社会情勢やニーズの変化に対応したリニューアルを推進します。

②『新潟都市計画区域の整備、開発及び保全の方針』(P.18)

【4 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針】

○公園緑地等の配置方針

総合公園として西海岸公園、佐潟公園、秋葉公園、花と遺跡のふるさと公園、水の公園福島潟、(仮称)赤塚公園、新潟県立植物園、白根総合公園、上堰潟公園、新発田中央公園、五十公野公園などを配置し、住民の憩いの場及びレクリエーションの拠点として、機能の維持・充実を図る。

③『新潟市都市計画基本方針』

【都市・地域づくりの方針】

○取組方針 3-2-1:自然環境の保全と賢明な利用(P.84)

海岸や河川、里山、里潟などの自然環境については、市民との連携・協働により、その機能や生態系の保全を図ります。

○取組方針 4-1-4:潤いを感じることができる憩いの空間をつくる(P.94)

公園・散策路・道路空間などの公共空間や水辺空間など、地域において潤いを感じることのできる空間を創出するとともに、それらのネットワークにより、回遊性を高め、居心地がよく、安らぐことができる憩いの空間づくりを進めます。

○取組方針 5-3-2:地域の誇れる場所の保全・活用(P.106)

潟や海岸、里山など、地域固有の自然風景の保全を図るとともに、それらの地域が誇れる場所や資源を活かした催しや地域活動など、積極的な活用を図ります。

【区別方針 秋葉区の区づくりの方向性】(P.132)

○自然の保全と活用

緑豊かな新津丘陵と、信濃川や阿賀野川など自然豊かな環境を貴重な財産ととらえ、市民協働の活動による里山や水辺の保全に努めるとともに、新津丘陵を文化、学術、観光の拠点に位置付け、遺跡や石油、文化遺産、植物園などの教養施設や遊歩道を活用し、里山としての拠点性を高め、自然を楽しめる暮らしができるまちづくりを目指します。

④『新潟市みどりの基本計画』(P.1-40)

【基本方針】

方針1 まちを包み込む多様な水と緑を保全、活用します【水と緑のネットワーク】

本市では、信濃川と阿賀野川に代表される大河や、日本海の海岸線、湖沼などの自然的要素が水と緑のネットワーク拠点、あるいは軸線となっています。こうした骨格的な水と緑の空間を基本に、まちと郊外、農村を有機的に連携することで、広大な市域をひとつの都市としての一体感を高めることが可能となります。

方策② 水と緑のネットワークの形成

新潟の特徴的な水辺や丘陵、農地などの緑の連携を推進します

- ・豊かなみどり資源を維持・向上させる水資源の安定と安全を確保する里山や河川の緑の保全

2)みどりの将来方針

①みどりに関する秋葉区の方針

- 区域を潤す信濃川、阿賀野川、小阿賀野川と能代川、緑豊かな里山・丘陵地、そして、これらをやさしく包む田園など、恵まれた自然環境は、次世代に引き継ぐべき貴重な財産として保全と活用に努め、人と自然が調和した美しい景観のまちを目指します。

⑤『新潟市財産経営推進計画』(P.12)

【財産経営の基本的な考え方】

○歳入の確保

未利用資産の売却や貸付、国からの補助金など財政支援の活用、使用料の見直しなど市の歳入を増やす方策を検討していきます。また、公共施設等の集約化や統廃合などを行う際に生じる跡地は、原則売却し、財源の確保に努めます。

2 都市計画の必要性

本市では、平成2年に「緑の遊歩道ネットワーク構想」を策定し、平成4年から当該公園を含めた秋葉丘陵に点在する秋葉公園、石油の里公園、菩提寺山等を遊歩道で有機的に結びつけ、広域的なレクリエーションの場・創造的な文化活動の場としての機能の充実を図るべく、整備を進めてきたところである。

この取り組みを引き続き進めていくため、当該公園の東側に隣接する約 0.24ha の区域を新たに拡張し、遊歩道としての利便性向上及びネットワーク機能の強化を図ることで、広域的なレクリエーションの拠点として、機能の維持・充実を目指すものである。

一方、今回除外する公園区域は、当初は休養施設として整備されたものの、利用者からも利用し難い施設であるとの意見が寄せられているなど、長期間に渡り十分に活用されず公園本体と一体的な利用することが難しい状況にある。本公園内では、適正な管理が行われる中で休憩施設の充足が図られており、当該休憩施設の代替機能は十分に確保されている状況となっている。

また、本市では人口減少や厳しい財政状況などを踏まえ、公共施設・インフラ資産について効率的な管理・利活用を推進することで、持続可能なまちづくりを目指している。その様な状況のなか、当該区域については、公園用地としてではなく、民間用地としての活用が土地の有効活用に資するものと判断し、公園施設として十分に活用されていない約 0.24 ヘクタールの区域を除外することにより、都市公園の持続的かつ効率的な維持管理を図るものである。

3 位置、区域、規模の妥当性

位置については、現計画からの変更は無く、妥当である。

区域、規模については、この度の区域拡張及び除外の結果、公園区域は約 75 平方メートル増加となり、現計画と同等の面積規模が維持されるほか、総合公園としての機能も損なわないため、妥当である。

都市計画策定経緯の概要

新潟都市計画 公園の変更（新潟市決定）

| 事 項 | 時 期 | 備 考 |
|------------|-------------------------|---------------------------|
| 素案の縦覧 | 令和 7年 9月 22日～ 10月 6日 | |
| 公聴会 | 令和 7年10月22日（中止） | 意見申出書の 提出が無かつ たため中止 |
| 新潟県事前照会 | 令和 7年10月21日 | |
| 新潟県事前照会回答 | 令和 7年11月14日 | |
| 都市計画案の縦覧 | 令和 7年11月21日～ 12月 5日 | |
| 新潟市都市計画審議会 | 令和 8年 1月16日 | |
| 新潟県知事協議 | 令和 8年 1月29日 | |
| 新潟県知事協議回答 | 令和 8年 2月 2日 | |
| 決定告示 | 令和 8年 2月20日 | |

都市計画公園の変更 新旧対照表

| 名 称 | 種 別 | 面 積 | | 変更内容 |
|-------------|------|----------|----------|-----------|
| | | 変更前 | 変更後 | |
| 花と遺跡のふるさと公園 | 総合公園 | 約 43.0ha | 約 43.0ha | 区域及び面積の変更 |

新潟都市計画公園を変更する土地の地名一覧（新潟市決定）

| 名称 | 変更前 | 廃止する区域 | 追加する区域 | 変更後 |
|----------------------------|---|-------------------------|------------------------|---|
| 5・5・51号 花と遺跡の ふるさと公園 | 新潟市秋葉区 古津字外畑、字 オコシの各全部 古津字初越、字 堤入、字八幡腰、 字大沢、字鳥打 場の各一部 金津字初越、字 神田、字居村、 字石倉の各一部 蒲ヶ沢字大入の 一部 | 新潟市秋葉区 蒲ヶ沢字大入の 一部 | 新潟市秋葉区 金津字初越の一 部 | 新潟市秋葉区 古津字外畑、字 オコシの各全部 古津字初越、字 堤入、字八幡腰、 字大沢、字鳥打 場の各一部 金津字初越、字 神田、字居村、 字石倉の各一部 蒲ヶ沢字大入の 一部 |